



Title	其角の「明星や」の句について
Author(s)	今泉, 準一
Citation	明治大学教養論集, 271: 49-62
URL	http://hdl.handle.net/10291/12256
Rights	
Issue Date	1994-12-20
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

其角の「明星や」の句について

今 泉 準 一

一 其角の日記

其角の編著『焦尾琴』（元禄十四年・一七〇一・春序）の序文に

貞享^{まのえ}甲子の春二月仲旬に上京せしより日記といふもの有^{あり}。元禄^{つちのえとら}戊寅の冬にいたるたる迄は、一日怠らず、袋に
からげ、箱につみ、破れかはごにあまりしを、同師走十日のあした池魚のわざはひに及^{およ}びて一塵なく失ひ侍り。
とある。

其角は貞享甲子（貞享元年・一六八四）の春二月仲旬（十五日）、江戸を立て上京の旅に出た。数え年二十四歳のときである。このときから日記を「怠らず」毎日書いていたらしい。元禄戊寅（十一年・一六九八）の冬、其角三十八歳に至るまで、袋にからげ、箱に詰み、破れ皮籠にあまるほどの量になっていたものを、同師走十日の朝、池魚の殃（火災）にあつて、「一塵なく」、失ってしまった、という。皮籠とは皮でまわりを包んだ箱をいう。とにかく大変な量であった、と思われる。

上掲の文のあと、「幸哉^{ナル}、ひゆぼんの火宅を悟り」とあり、法華経譬喩品で三界を火宅にたとえた一品（一章）の意を文字通りの火災で悟った、と、くだいて言えば、この日記の消失で、これへの執着（煩惱）に気づき、これが幸いだつた、と述べている。ものごとくにこだわることのない其角の性格から考えてこれも事実であつたらう。

一方、其角と親しかつた友人の午寂の後叙によると、其角は妻に「我が平生ノ工夫ヲ消折スルコトヲ惜シム」（原典、漢文）と語つた、と書かれている。其角がいう「工夫」の語の意味は、ある素材を作品に展開するまでの過程の考案をいうことが他の用例によつて知られるので、これが、その素材となる日記消失によつてできなくなつたのが残念というのであらう。「消折」はここでは、消失ぐらゐの意であらう。かなりの落胆でもあつたらしい。

この日記がどんなものであつたかは知りようがない。ただ、たつた一つ、これに関する記載がある。

貞享元年（一六八四）李溪宛其角書簡（飯田正一編『蕉門俳人書簡集』）に

（上略）日記御貸し申し候。御覧の上、

早々御返し下さるべく候

明星や桜さだめぬ山かづら

この句、しばらく、人には御沙汰御無用

に下さるべく候（下略）

とある。李溪、伝未詳。これによると、「明星や」の其角の句が、この日記に書かれてあつたらしい。この句は、貞享元年の上京の際に成つた句と思われるので、日記を付け始めてから、半年ぐらゐのものであつたと考えられるが、これを李溪なる人物に貸し与えたようである。ただ、「御覧の上、早々御返し下され」とあるのを見ると、よほど大事にしていらつたらしい。多分、このときの旅行についての記録が備忘録式に書かれてあつたものであらう。ここで注意が引かれ

ることは、「明星や」の句を書き、「しばらく、人には御沙汰御無用に下さるべく」と書いていることである。

上掲の文で、「一日怠らず」とあるが、もし、この書簡にある日記がここで述べている日記と同じものであるなら、このように人に見せもしたこともあったようで、「一日怠らず」とあるのは、ほとんど毎日怠らず、の意であることもわかるし、それゆえにこそ、「早々御返し下され」と書いた意もわかつてくる。

ここで「明星や」の句について、「しばらく、人には御沙汰御無用」とあるのは、あなたにだけ見せたので、当分の間他人には語るな、ということであろう。もしこの日記が火災で焼けずに、さらに幸運にも今日までこれが残っていたとしたら、其角研究者にとって貴重な資料となるのはもちろんだが、この句に関するその後の経緯も書かれてあったであろうから、この点でも興味深い資料となり得たであろう。

こんなことは書くだけむだなことだが、この句に関しては、この日記がなくとも、「しばらく、人には御沙汰御無用」のその後の経過がある程度わかるので、本稿ではこのことについて以下に述べてみる。

二 芭蕉・其角の往復書簡

元禄元年（一六八八）一月二十五日付芭蕉宛其角書簡（飯田正一編『蕉門俳人書簡集』）に

明星やさくら定めぬ山かつら

いかが
如何ござあるべくや

とあり、ついで前句・付句二連を載せ、さらに近況その他を述べた一通がある。貞享元年、日記に書かれてあった句で、「しばらく、人には御沙汰御無用」と其角が述べた句が、その後の経過はとにかく、これを見ると四年後の元禄元年、其角は芭蕉に報じて、「いかがござあるべくや」とその感想を求めていたことが知られる。このとき、芭蕉は、後

に『笈の小文』の名で知られる作品となる旅の中にあつたから、旅行先のどこかへ気付便で送つたものであろう。

これに対してただちに返書があつたかどうかは不明ながら、『蕉翁消息集』（『校本芭蕉全集』による）に、つぎのような其角宛芭蕉書簡がある。

明星やさくらさだめぬ山かづら と云し句、山中の美景に気圧され、古き歌どもの信を感じし叙、明星の山かづらに明残るけしき、此句のうらやましく覚候也。

其角様

はせを

とある。『校本芭蕉全集』第八卷「書翰篇」（角川書店刊）頭注によると、『蕉翁消息集』所収。それに「能登七尾寸行所持」とある。真蹟の伝存を聞かないが、既に受信者其角が、その著「句兄弟」（元禄七年刊）の中で一通の大体を引いて論じていることでもあり、真簡とすることに疑問はあるまい。ただし、書簡としては首尾の整わぬ憾みがある。あるいは、前後の文を省き要点のみ記録したのもあろうか。芭蕉が郷里を去つて吉野の花に赴いたのは三月十九日であつた。吉野では三日間滞在。したがつてこの一通は、まず三月下旬、遅くとも四月上旬の執筆と推定せられる。其角の「明星や」の句に対する賞美の言葉を綴つた一通である」と説明がある。

芭蕉が郷里（伊賀上野）を去つて、吉野に赴いたのは元禄元年三月十九日、其角が「明星や」の句を書いて芭蕉の感想を求めて送つた書簡の日付が同一月二十五日、とすれば、この其角書簡は伊賀に送られた気付便であろう。なお、以上に挙げた芭蕉書簡・其角書簡二通、すべて年次は推定である。だが、この推定を誤りとする反証は見当たらないし、逆にこれが正しいとしたとき、多くの興味ある事実が浮かび上がってくる。

其角は丹念に日記をつけていた。この日記は上述のように貞享元年二月十五日江戸出発、上方旅行への日より始まる。同年秋末か初冬、江戸に帰る。この間の日記を李溪に見せ、その中に載る「明星や」の句について、「しばらく、

人には御沙汰御無用」と断り、これより四年後の元禄元年一月、この句を芭蕉に直接手紙で書いて送り、この返事を芭蕉が吉野行脚後其角に送った。現在までの資料で見るとかぎり一応このように考えられる。

『去来抄』(『古典俳文学大系』による)には、

杜国が徒と吉野行脚したまひける道より文に、「或は吉野を花の山といひ、或は是はく^{ふみ}とばかりと聞きしに魂を奪はれ、又は其角が桜さだめよといひしに気色をとられて、吉野にほ^発句もなかりき。(略)」と也。

と、上述の芭蕉書簡を裏づける去来宛の書簡の引用が見られる。

其角の編著『句兄弟』(元禄七・一六九四刊)の其角の文はつぎのようである。

明星やさくら定めぬ山かづらと云し句、当座にはさのみ興感ぜざりしを、芭蕉翁吉野山にあそべる時、山中の美景にけをされ、古き歌どもの信を感じし叙、明星の山かづらに明残るけしき、此句のうらやましく覚えたるよし文通に申されける。是をみづからの面目になしておもふ時は満山の花にかよひぬべき一句の含はたしか也。

芭蕉の手紙の引用の部分は、前に挙げた『蕉翁消息集』に載るものとほぼ同文であるが、前に「当座にはさのみ興感ぜざりしを」とあり、芭蕉の手紙を引用して、そのあと、「是をみづからの面目になしておもふ時は満山の花にかよひぬべき一句の含はたしか也」とある。

これを素直に読めば、上述の李溪宛書簡に「しばらく、人には御沙汰御無用」とあるのは、「当座にはさのみ興感ぜざりし」ゆえで芭蕉の手紙を得て、「是をみづからの面目になして」この句を其角が見直すようになったとされる。だが事実はずこし異なる。というのは、元禄元年三月の序のある不卜の編に成る。『続の原』に、この句を発句に、峡水・琴風・扇雪・不卜・一桃との六吟歌仙が載るからである。

前に『校本芭蕉全集』の頭注をそのまま掲載したが、芭蕉の書簡は三月下旬、遅くとも四月上旬・中旬、とあり、とす

れば、其角の手許に着いたのは、早くて四月初旬であろう。この書簡を手にして後、この歌仙が巻かれたとは考え難い。このことから考えられることは元禄元年一月二十五日付芭蕉宛其角書簡で、この「明星や」の句について感想を求めたときにはすでに其角は其角なりに自信作となっていた、ということになる。

なお、ここで二つのことをつけ加えておきたい。その一つは、この芭蕉宛書簡は元禄元年とすべきだ、と思う。もし、もっと早く、芭蕉に尋ねる自信作となっていたら、この前年、貞享四年十一月十三日刊記のある其角の編著『続虚栗』に載っていてよいからである。

もう一つは『続の原』にはこの発句の下に其角の号で作者名が載る。これについては、簡潔にしてしかも要を得た山東京伝の『近世奇跡考』の中の「榎本其角の伝」、また詳細な其角伝である豊山著『晋子一伝録』ともに「つゞきの原」に其角ともかけり」とあつて、其角の他の別号とともに紹介している。だが、これは、其角の編著、またその他の併書でも現在知れる範囲で言えばただここ一箇所のみである。上記両書ともに間違いではないが、この一句のみにおける記載であること、および其角をさしての表記であることだけはその通りであることを申し添えておく。

三 「明星や」の句の解釈

この句の解釈については、『去来抄』に載る芭蕉の手紙がその一つの手がかりを与えてくれる。これには「其角が桜さだめよといひしに」とある。原句は「さだめぬ」とある。これは、芭蕉の記憶違いか、あるいは芭蕉の解が加わつての書き方が不明であるが、記憶違いとすれば、このように記憶してしまったところに、おのずから芭蕉の解釈が加わっていることが知られよう。

由来、この句には二様の解釈がある。「さだめぬ」の「ぬ」を否定の「ぬ」にとるか、いわゆる完了の「ぬ」に解す

るか、の問題である。前者にとれば、明けの明星が空に一つ明け方の空に残っている。山かづら（山の端にかかる暁の雲、『広辞苑』第四版）で、まだほの暗く、雲か花か、見定めがつかぬ、の意となろう。後者にとれば、明星の下、いまここに全山桜の景を見定めた、つまりまさにいまここに至って、全山、桜の景を一望のもとに、これを見た。との感嘆の句となる。

ここで芭蕉の「さだめよ」で解してみる。ごく常識的に解すれば、「さだめよ」は明星への呼びかけとなろうか。もちろん、この明星は明けの明星であろう。一方、『蕉翁消息集』・「句兄弟」に載る芭蕉の書簡では、「明星の山かづらに明け残るけしき」と述べている。この語から見ても、明けの明星への呼びかけの体の句といえよう。だが、このように呼びかけていることは、雲か桜か、見定めがつかぬ、それが故に「さだめよ」の意と考えられよう。芭蕉が誤って記憶したとしても、この句の「さだめぬ」の「ぬ」を否定ととっていた、と一応はとれる。

ところが、其角は、芭蕉の手紙の文を挙げて「是をみづからの面目になしておもふ時は満山の花にかよひぬべき一句の合はたしか也」と書いている。「満山の花にかよひぬべき一句の合」は、「ぬ」と完了の助動詞ととって、満山桜の景をいままさにここに見定めたとの意にとつての言ではないか。

其角は即興に句の成る型の詩人であることはすでに旧著（『五元集の研究』「論述篇」）で詳述した。その際、この句についても例証の一つとして挙げたが、説明が不十分であった。またそのときには、李溪宛書簡への言及を怠っている。

「ぬ」の二重義については同旧著でも述べており、この句の解釈は結論としてはまったく同じであるが、李溪宛書簡に「御沙汰御無用」とあるのは、この二重義に対する躊躇がその原因の一つではないかと思われるので、しばらくこれについて述べてみたい。

四 二重義について

昨年度の本誌で、「其角俳諧と「あそび」と題して「闇の夜は吉原ばかり月夜かな」の句を挙げ、一種の言語遊戯の一例として、聞き句と言われる読点の位置を換えると両様の意味が生じる句について述べた。このときは「あそび」に主眼を置いての例証句として述べただけであったが、この句は『むさしぶり』（天和二年・一六八二、刊）という俳書に載り、これにはつぎのような前書きがある。

浪の時雨のふたりこぐ

ひとりにちやうだてはぬれぬ二挺立哉

闇の夜は吉原ばかり月夜哉

発句が二重義をもつだけでなく、この前書きの「ぬれぬ」のぬも濡れないの意にとるのが常識であろうが、濡れたの意にもとれる。二挺立は、猪牙舟ちよきとも呼ばれ、船首を細くとがらせ、舟全体を細長くして速力の出るようにした小舟で、これに二挺の櫓を付けた当時としてはいわば快速艇で、吉原通いの舟に使われたことで知られる。従って、あまり速いので前の漕ぎ手は濡れても後のひとりは濡れない、の意ととれる。

この前書きは、このようなことはが当時あつて、その語を其角が前書きに使ったのか、それとも其角自身がこの句のために作つて書いたのか不明ながら、いづれにせよ、句が二重義を持つので、この「ぬ」も二重義を持たせると、一層面白いように思われる。実際にはいくら速いと言つても後の漕ぎ手がまったく濡れないということはあり得ないので、「濡れた」と解すると単に二挺立（ここでは、にちやうだて、と読んだが、にちやうだちとも読む）の速さの形容でなく、むしろ同じ条件での二人でもときに一人だけが濡れるという人生の運・不運を言っている語ともとれる。

この前書きの語は、和歌の上の句の上五文字が抜けた形となっている。もし、これをかりに「世の中は」の語を略したとすると、「濡れた」の意が生きてくる。

当時の二挺立が実際にどのようなものであったか不明だが、『定本西鶴全集』（中央公論社版）第一巻、『好色二代男』巻三に載る挿絵に二挺立と覚しい図が載る。これを見ると、漕ぎ手は一人はすこし前の左舷に、もう一人はすこし後だが右舷に、従つてたしかに一列に近いが、一列ではない。

ちよつて理屈めいたことを書いてしまったが、前書きにも、この「ぬ」の二重義のしやれがあるように思われる。だが、これはとにかくとしよう。句は明らかに二重義をもつ。これはこれから述べることに別に他にも其角の句に明らか二重義の句があるが、これについては、省略する（『五元集の研究』五二四頁参照）。

「闇の夜は」は天和二年、其角数え年二十二歳のときの句集に載るので、このころ以前の作品と考えられるが、周知のように、蕉風確立後はこのような二重義の興を主眼とする句は姿を消す。

前に其角に編著『句兄弟』の一文を引いたが、同じ『句兄弟』の中に

花ひとつたもとにすがる童かな 立圃

の句を評して、つぎのように述べている。

（上略）一ツたもといふ詞のやすらかなる所、又なき妙句なれば、都鄙にわたりて句意曇なし、されば、当時云いひかけの発句を珍賞せずしていたづらに古版に埋うづれ待るを予歎美して（下略）

「一ツたも」は、花一つ給たも（下さい、頂戴なぐらいの意）の意で、これと袂たもととの云かけ（和歌でいう掛けことば）で、この表現法が「やすらか」である所、「又なき妙句」とし、当時（現在の意）は、云かけの発句を珍重しないで、「いたづらに古版に埋うづれ」ていたのを、私は歎美して、云々と述べている。

これが前に述べたように元禄七年に書かれた文であるから、其角は、このように二重義の句をこの時点に至つても「珍重」していたことが知られる。この童は女の子であろう。手の届かないところに咲いている花を一つ取つて頂戴、と袂にすがつてゐる子どもの姿がこの云かけで「やすらか」に出ており、「又なき妙句」だとしているが、言われてみれば、まさにこれはこれとして味わえる句なのではないか。

『句兄弟』は、芭蕉が「等類」に語で、句は創作であるから、発想また表現方法がすでにある句と同じであつてはならない、と強く自戒していた。これに対して、其角は一見発想また表現方法が似ていても等類にならない例を他人の句を挙げて、これを兄とし、これに自句を弟として配して、その理由を述べた書で以上に挙げた二文はすべてその中の部分を出したものである。

ここではこの俳論を論じることが目的ではないので、このことには深く触れることはしないが、芭蕉の等類の自戒について簡単に一例だけを挙げてみる。

元禄七年夏、嵯峨滞在中、「大井川浪に塵なし夏の月」の句を作り、その後九月二十七日大阪で園女宅に招かれたとき、「白菊の目にたてて見る塵もなし」を作り、これを発句に歌仙一卷を巻いている。その後、体調を崩し、病床に臥すことになるが、死の三日前の十月九日「大井川」の句が「白菊の」の句に「まぎらはし」、「なしかへ待るとて」、「清滝や波にちり込青松葉」としている（『笈日記』）。

このように厳しい創作態度の芭蕉に、またその門下の作家たちに、とかく遊戯的要素の入りやすい云かけの句が排除されるのは当然であろう。

「花ひとつたもとにすがる童かな」が其角のいうように妙句か否かはしばらくおく。「明星や」の句は即興に成つた句とはいへ、これは、「桜さだめぬ」の「ぬ」は明らかに広義の言いかけ、二重義の上述のように、また興の生じる句

である。

其角の「しばらく、御沙汰御無用」は、この二重義に対する是非の躊躇、これが「当座にはさのみ興感せざりしを」であり、やがて二重義があつてこそこの句は興のある句となると自覚、さらに芭蕉に「如何いかござあるべくや」とその意見を求めるまでに至つたものであらう。

以上を要約すると、この句は吉野で即興に成つた句だが、「さだめぬ」のぬが両義にとれる句意のあいまい性にこれによいのだと判定できかねていたのが、自分自身で、この両様にとれるところにこの句の面白味があるのだ、と気づき、発表する自信も得、また理屈抜きに感じたまままで判断できる芭蕉はどのような判定をするか、折も丁度よいので手紙で尋ねた、ということになる。

芭蕉の答えは其角が「みづからの面目」になし得るもので、この二重義のゆえに、実景も詠めており、また「満山の花にかよひぬべき一句の含はたしか」だ、と自分自身でも思うに至つた、と言つた関係になる。そして、これが現段階におけるこの句の私の解釈である。

五 おわりに

なお、この句については、淡々（宝曆十一、一七六一没、八十八歳）の其角の十七回忌に『其角十七回』と題しての追善集には、

一 明星やさくらさだめぬ山かづらとキ角よし野にての句なり。その比翁ころより酒狂をいましめ、心を隔へだてられけるが、はせを此句このを聞きて、酒は醒さむる日あり。此句このの句ひ万世消きゆべからずと勘気をゆるされけるとぞ。真に感あり。

とあるが、芭蕉が弟子其角を勘当したことなど、すくなくとも両者の記録を見るかぎりない。しかも、淡々が其角門にはいつたのは其角晩年であり、その上淡々の其角に関する記載には信用の置けない作り事が多く、これもその一つと考えられる。あるいはこれに近いことが巷談にあつて、これを真実めかして書いたかである。⁽²⁾

これより三年後に出版された『水精宮』（享保十一、一七二六）には、この書の編著者仙鶴（寛延元・二七四八、没七十四歳）が淡々と巻いた歌仙に、仙鶴の付句「明星や勘当免すよし野山」の頭注に「角、芭蕉ト不和ノ事アリ。角、芳野行脚ニ 明星や桜さだめぬ山かづらト句ヲ吐。蕉ガ怒リヲナダム」とある。

さらに、つぎのような芭蕉書簡が没後五十五年に登場する。参考のために記す。

もろこし我朝にもろくの江戸たちの沙汰し申さるゝさかもりにもあらず、又かちんをくひ茶をのミてのめる酒にもあらず、只わうじやう極楽のためには南無阿弥陀仏と申て、うたがひなく往生するぞとおもひとりて一杯のむより外、別の子細ハ候はず。但三猷四種の肴など申ことまうすの候ハ、酒宴も決定してめづらしき酒肴もとめたるとおもふうちにこもり候也。此外このにおくふかき大盃ハ、二尊の御あはれミにはづれ本性を失ひ候。くこんを愛せん人ハたとひ一代の法を学すまなばとも、一文不智愚鈍の身になして、下戸にも常にふるまはせて、唯一向に酒をのむべし。

右飲酒一枚起請ハ、尊朝親王御作のよし承候。尤まづさる人の許に御直筆にてかけ物にして床にかゝり有之候。あまりく面白御作故ちよと写し来候。貴丈つねく大酒をせられ候故、此御文句を写して大酒御無用（に）存候。仍よ二句。

朝顔に我ハ飯くふ男かな はせを

いかゞ。くハしき事ハ頓て御めにかゝり万々可申述候。以上

其角 丈

『校本芭蕉全集』所載のものに従ったが、同書頭注には「桃鏡編『芭蕉翁文集』（宝暦十一年稿）に初出の一通で、のち『芙蓉文集』『蕉翁消息集』などにも収められ、若干字句の異同がある。いま『芙蓉文集』によった。この一通はしばしば真簡として遇されて来たもので、所掲の句が其角の大酒を戒めたものであるとする解の行われるのも、専ら本簡ある故にほかならなかつた。けれどもそれが果して真簡として許容できるかどうかについては、更に十分の検討が必要であると思われる。なるほど、其角が大酒家であつたのは事実だし、またその故に芭蕉の勘気を受けていたというような話もなくはなかつた（例えば享保八年刊淡々編『其角十七回』）。しかし本簡はむしろ、そうした巷間の際に乗じて作されたものではないかと危ぶまれるのである。所掲の句は、『虚栗』に「和^ス角ガ^ニ蓼蚩ノ句^ニ」と前書きし、同集其角の「草の戸に我は蓼くふほたる哉」に対応すべく詠まれたもので、いわば其角の奇に対するに凡を以て応酬する所に本意があつたものと見られる。この前書きから考えられる限り、この句が最初から本簡にいうような訓戒の寓意を以て作られたものであるかどうか、その点甚だ腑に落ちかねるものがあると云わなければなるまい。更に悪いことに、「ちよと云々」のごとき口調は、実はほほ十通に上る偽簡に共通して見られるもので、そうした点にも怪しむべき要素が含まれている。尊朝親王の飲酒一枚起請なるものを引用して戒めるところなどもいささかできすぎているような感じがあつて、旁々真簡とするには、全体として懸念すべき点が多すぎる。もし真簡とすれば、挿入句から天和二年秋の執筆ということになるうがやはり、疑簡と認めるのが至当と考えられる」として、「書翰篇」の参考の部に載せてある。頭注引用はやや長文だが、よくその経緯がわかるので、全文を載せた。

このような尾緒をつけた其角についての巷談はかなりの数になる。本年（平成六・一九九四、二月二十五日）、『宝井

其角全集』の名の下に、其角の資料集を五名の共編で出版したが、この種の資料には一定の限度をつけて故意に削除したのも多い。出版後、「明星や」の句は其角の代表的な句の一つである故もあろう、「ぬ」の二重義の件、また芭蕉の勘気の件について、研究者以外の其角に深い関心をもっておられる方から質問を受けたので、やはり、芭蕉の勘気の件は、注をつけて資料篇に載せておくべきであった、と思つた。従つて本稿はその補遺のつもりで書いたものでもある。なお、この種の出版にはあつてはならない誤植、読み違い等が、出版後に発見された。これらは何らかの方法で訂正を伝えておかねばならない。その一つとして、出版後、今日（九月九日）までに発見されたものを「『宝井其角全集』正誤表」と題して、編集者の御好意を得て、『俳文藝』（第四十四号・最終号）に掲載の予定である。

注

(1) 李溪宛書簡、芭蕉宛書簡、ともに飯田正一氏編に成る『蕉門俳人書簡集』に従つたが、前者は白石梯三・田中道雄両氏が『近世資料と考証VI』に紹介されたものの転載、後者は頼原退蔵氏の『蕉門の人々』に紹介されたものの転載、後者の年次推定は、飯田正一氏の推定に従つたが、本稿で述べてある、「明星や」の句が其角の自信作となつていたので『統虚栗』に載つてよい、との推定で、結果は同じでも推定理由には違いがある。なお、表記はすべてこの書簡以外の引用文も読み易いように、句読点、濁点を打ち、その他原典を損じない範囲で改めたところがある。

(2) 『宝井其角全集』「年譜篇」九六頁・注四、同一五六頁・注一六七、同一六八頁・注二〇七、参照。

(いまいずみ・じゅんいち 政治経済学部兼任講師)